

議 会 第 2 0 号

『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正」に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年3月27日

提出者 新発田市議会総務常任委員会
委員長 小坂博司

新発田市議会議長 小川 徹 様

『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正』に関する意見書

安倍政権は組織犯罪を計画段階で処罰できる「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を今国会で成立させるとしています。

この法案は過去3回にわたり廃案となった「共謀罪」と同様のものといわれています。安倍首相は「東京オリンピックにおいてテロ対策として何としても必要な法案」とし、その成立を目指しております。しかし、「共謀罪」がこの間、成立しなかったのは「国民の思想、表現の自由を広く制限をするもの」ではないかという危惧があったからともいわれています。

また、安倍首相は、この度の法案は「一般の市民は対象にならない」と主張する一方、「一般団体でも犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合は対象に及ぶこともある」という趣旨の見解を出しています。この見解にはマスコミをして「矛盾」していると取り上げられています。加えて、法務大臣の対応にも国民は大きな不信感を募らせています。閣僚はこの法案に対して真摯な姿勢で臨んでいただきたいと願っています。

さらに、この度の「共謀罪」ともいわれる「テロ等準備罪」新設の法案は「冤罪を生み出す元凶」になりうることも心配されます。そればかりでなく、「共謀罪」は現刑法の「処罰の対象」は外部から客観的に認識できる「行為」のみに限定するという原則を根本的に覆すものであり、「内心」そのものを処罰することを可能とする法案は明らかに憲法19条の定める「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」とする大原則に反するという危惧があります。さらにテロ対策は「現行法で足りうるものであり新設は不要である」という専門家の意見も出されています。また、この度のテロ対策法案の根拠となっている国際組織犯罪防止条約はテロ対策を目的としたものではないことから、オリンピック・パラリンピックの対策としてこの条約を引き合いに出すことは、あまりにも都合主義的な解釈ともいわれています。安倍政権が強硬に、「テロ等準備罪」新設の法案を押し切ろうとすればするほど、戦前の治安維持法と同様、日本が再び「暗黒が支配する社会」へと変質させられるのではないかという心配も出てきています。

このようなことから、新発田市議会として下記事項について要請します。

記

- 1 『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案』については国会で慎重かつ十分な審議をおこなうように要請します。
- 2 同時に、国民が抱く上記趣旨の危惧を払拭するよう努力をすることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

新潟県新発田市議会

(提 出 先)

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様